

青森県報

第三千四百七十号

平成二十三年
十一月二十八日
(月曜日)

目次

告 示

障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定の辞退……………(障害福祉課) ……一

障害福祉サービス事業者の指定……………(同) ……一

建築基準法による指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地変更の届出……………(建築住宅課) ……一

公 告

災害救助用備蓄物資の購入に係る一般競争入札……………(健康福祉課) ……二

都市計画公聴会の開催……………(都市計画課) ……三

建設業者の許可の取消し……………(東青地域局) ……五

告 示

青森県告示第八百九十号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）がその指定を辞退したので、同法第六十九条第三号の規定により公示する。

平成二十三年十一月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	あけぼの調剤薬局
所 在 地	むつ市大平町四二の二
指 定 辞 退 年 月 日	平成 四・三・三

青森県告示第八百九十一号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十三年十一月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	株式会社ニチイ学館	主たる事務所の所在地	東京都千代田区神田駿河台二丁目九	障害福祉サービスの種類	同行支援	名 称	ニチイケアセンター弘前	所 在 地	弘前市大字城東中央五丁目四のG一階	指 定 年 月 日	平成 三・二・二五
-----	-----------	------------	------------------	-------------	------	-----	-------------	-------	-------------------	-----------	-----------

青森県告示第八百九十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第七十七条の三十五の五第二項の規定により、次のとおり指定構造計算適合性判定機関から構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地を変更する旨の届出があったので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十三年十一月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

変更前	区分	名称	住所	構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地	変更年月日
一般財団法人 日本建築セン ター			東京都千代田区 外神田六丁目一 の八		平成二十三年 十一月七日
変更後				一 東京都千代田区 外神田六丁目一 の八 二 大阪府大阪市 中央区南本町一丁目 七の一五	

公 告

災害救助用備蓄物資の購入に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十三年十一月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物品の購入とし、それぞれの物品の規格等は、入札説明書による。

- (一) 毛布 六千六十枚
 - (二) タオルケット 一万二千二百枚
 - (三) バスタオル 一万二千枚
 - (四) タオル 五千枚
 - (五) 安全ろうそく 八千個
- 二 納入期限
平成二十四年二月十七日

三 納入場所

青森市南佃一丁目四の一
日本通運東青森1号倉庫

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成二十三年六月二十九日青森県告示第五百五十九号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定によりAの等級に格付けされた者であること。

3 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成十二年一月二十一日付け青管第九百十二号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。

4 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第九号から第十五号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。

5 購入物品又はこれと同等の類似品について相当数の納入実績等があることを証明した者であること。

五 資格の審査等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

2 提出部数 二部

3 提出期限等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書に係る書類を添えて、平成二十三年十二月二十二日までに青森県健康福祉部健康福祉政策課長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明又は必要に応じて内容の変更等を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) (一)の説明又は内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(三) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

六 入札説明書の交付等

入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市長島一丁目の一

青森県健康福祉部健康福祉政策課総務グループ

電話 〇一七 七三四 九二七六

七 入札書の受付期限

平成二十四年一月十日 午後五時

八 開札の日時及び場所

1 日時

平成二十四年一月十一日 一の(一)から(四)までに掲げる物品については午前十時

一の(五)に掲げる物品については午前十一時

2 場所

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎 北棟七階健康福祉部会議室

九 入札執行回数

原則として二回を限度とする。

十 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金は免除するものとし、契約保証金は、青森県財務規則（昭和三十九年

三月青森県規則第十号）第百五十九条の規定による。

十一 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者と

十二 契約の締結

1 落札決定の日から七日以内に契約を締結する。

2 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が四

に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しない。

十三 入札条件

青森県財務規則に定める入札者心得書を遵守するほか入札説明書による。

十四 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当す

る額を加算した金額（当該金額に一元未満の端数があるときは、その端数を切り捨

てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であ

るか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当す

る金額を入札書に記載すること。

十五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

2 入札の無効 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚

偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とす

る。

3 契約書作成の要否 要

4 その他 詳細は、入札説明書による。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be purchased:

One (1) Blankets, 6,060

Two (2) Towelkets, 11,200

Three (3) Bath towels, 12,000

Four (4) Towels, 5,000

Five (5) Candle, 8,000

2 Time limit for tender: January 10, 2012 17:00 (Please refer to a bid manual in time.)

3 Contact point for the notice: Health and Welfare Policy Division

Aomori Prefectural Government

1-1-1 Nagashima

Aomori City, Aomori 030-8570

JAPAN

TEL 017-734-9276

都市計画公聴会の開催

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により黒石都市計画区域における道路に関する都市計画の変更案について次のとおり公聴会を開催するので、青森県都市計画法施行細則（平成十六年三月青森県規則第二十一号）第二条第二項の規定により公告する。

平成二十三年十一月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 開催の日時
平成二十三年十一月二十日 午後六時三十分から
- 二 開催の場所
スポカールイン黒石 二階大会議室 黒石市くみの木三丁目六五
- 三 案件
黒石都市計画区域における道路に関する都市計画の変更案（以下「都市計画変更案」とする。）
- 四 公衆の申出等
1 公聴会に出席して意見を述べたものについて、意見の取組及びその理由並びに

黒石都市計画道路の変更（青森県決定）

都市計画道路中 3・3・1号弘前黒石線外 2路線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区 域	構 造			備 考	
	番号	路線名	起 点	終 点	主 な 経 過 地		構造形式	車線の数	幅員		地表式の区間における鉄道等との交差の構造
幹線街路	3・3・1	弘前黒石線	黒石市追子野木三丁目	黒石市大字石名坂字桜清水	黒石市大字浅瀬石字扇田	約5,370m	地表式	4車線	22.75m	幹線街路と平面交差 2箇所	
	車線数の内訳		2車線		約1,740m						
	3・4・2	黒石平賀線	黒石市大字中川字花岡	黒石市大字小屋敷字小戸敷	黒石市京町	約6,100m	地表式	2車線	16m	幹線街路と平面交差 4箇所	
3・4・4	福民境松線	黒石市大字牡丹平字福民	黒石市境松三丁目	黒石市山形町	約4,270m	地表式	2車線	16m	弘南鉄道弘南線と平面交差 1箇所 幹線街路と平面交差 4箇所		

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由 本都市計画区域における土地利用を勘案し、街路網を検討した結果、本案のように計画し、都市機能の維持及び増進を図るものである。

住所及び氏名を記載した別記様式による書面を知事に提出して、申し出なければならぬ。

- 2 公聴会に出席して意見を述べたことを申し出る事ができる者は、黒石市の区域内に住所を有する者とする。
- 3 書面の提出期限
平成二十三年十一月二十日までに到着のよう。
- 4 書面の提出先
青森県国土整備部都市計画課 青森市長島一丁目一の一
黒石市建設部建設課 黒石市大字市ノ町一の一
- 5 公衆人の選定
書面を提出した者のうちから知事が選定し、その旨を本人あて通知する。
- 五 都市計画図面関係の概観

六 都市計画変更案の閲覧

都市計画変更案は、次のとおり閲覧に供する。

1 閲覧場所

青森県国土整備部都市計画課

黒石市建設部建設課

2 閲覧期間

平成二十三年十一月二十九日から同年十二月十二日まで

3 閲覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十三年十一月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社マルユウ大青水道工業

二 代表者の氏名 鈴木 正人

三 主たる営業所の所在地 青森市大字大野字片岡二八の二一

四 許可番号 青森県知事許可（般 一九）第一四六五五号

五 取消年月日 平成二十三年十月二十七日

六 取消しに係る建設業の許可

消防施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十三年九月八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭